
静岡県東部農林事務所メールマガジン あずまニュース 第136号
(2024年3月26日配信)

■『学ぼう！正しい安全知識～機械作業の安全対策と熱中症の予防策～』

熱中症対策研修実施強化期間 5/1～7/31

農作業安全研修実施強化期間 12/1～2/28

令和4年の全国の農作業中の死亡者数は、前年より4人減少し238人でした。前年より減少したものの、依然として高い水準にあり、特に、65歳以上の高齢者が86%を占めていました。

農作業事故の多くが、単純なミスによるものであり、十分注意することで防ぐことができます。基本的な注意事項を確認し、事故の原因を一つ一つ取り除き、農作業事故ゼロを目指しましょう。

また、近年の温暖化の影響により、農作業死亡事故における熱中症による死亡者の割合は、増加傾向にあります。できる限り高温時の作業は避け、熱中症対策アイテムを活用するなど熱中症の予防に努めましょう。

●農作業の安全対策のため、作業前に次の項目を確認しましょう。

1 安全キャブ・フレームのあるトラクターを使用しましょう。

トラクターの転落・転倒による死亡事故の多くは、安全キャブ・フレームのないトラクターで発生しています。こうしたリスクを理解し、機械の導入をしましょう。

2 農作業機付き農耕トラクタで公道走行する際には灯火器類の設置をしましょう。

農作業機を操作しても、灯火機類が他の交通から確認できることが必要です。

3 シートベルト・ヘルメットを着用しましょう。

安全キャブ・フレームが装着されたトラクターでもシートベルトを着用しなければ、安全キャブ・フレームにより確保される安全域の中に固定されないため、転落・転倒した際に身体を守ることはできません。

また、転倒、転落、落下物、飛散物等の危険性がある作業や道路走行の際には、ヘルメット等の保護具を着用して頭部の傷害を防止しましょう。

4 農業機械の管理・利用は、適切に行いましょう

毎日の作業前には、必ず日常点検を実施しましょう。

また、定期的に整備工場での整備を行いましょう。

5 適度な休息を取りましょう

長時間労働は、注意力を低下させて事故を発生させる要因となります。適度な休息をとり、心身ともに健康な状態で作業を行いましょう。

●鳥獣被害対策の電気柵を設置している方は、次の項目について再確認しましょう。

1 見えやすい場所への危険表示

2 電気柵用の電源装置の使用

3 30V以上の電源を使用する場合等における漏電遮断器の設置

4 容易に開閉できる場所への専用のスイッチの設置

あずまニュース第136号はいかがだったでしょうか。
これからも皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思っております。

意見、ご要望がありましたら、こちらまで。

↓↓↓↓↓↓↓↓↓↓

(E-mail) tounou-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp

静岡県東部農林事務所 企画経営課 企画事業班

TEL : 055-920-2157 FAX : 055-924-8594

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>

〒410-0055 静岡県沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎7階

=====

※今後配信の必要のない方は、お手数ですが当所メールアドレスに配信停止のご連絡をお願いします。
その際『あずまニュース』の配信停止である旨、ご記載願います。

※メールアドレスの変更等の場合は、あずまニュース配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前をお知らせ下さい。

=====